第5年 記火 の交通安全市民運動 衰縮要綱

一宮市·一宮市交通安全都市推進協議会



期間

令和 5年 9月 21日 (木) から 9月 30日 (土) までの 10日間

※ 市内一斉啓発日は 9月26日(火)

当日は、午前7時50分から8時20分まで、尾張一宮駅前及びコンコースにて交通安全街頭啓発活動を実施します。

目的



秋は、日の入り時間が急激に早まり、運転者から歩行者や自転車の動きが見えづらくなる夕暮れ時と、仕事や学校からの帰宅時間帯とが重なるため、歩行者や自転車利用者が被害に遭う交通事故の危険性が高まります。

特に、夕暮れ時に歩行者が被害に遭う交通事故が多いほか、歩行中や自転車乗車中の交通事故のうち、65歳以上の高齢者が占める割合が高くなっています。また、こうした事故の中には、歩行者、自転車利用者側の法令違反が原因となるケースがあり、自動車だけでなく歩行者、自転車利用者の交通ルール遵守の徹底が課題となっています。

そこで、秋の交通安全市民運動を下記の運動の重点により一宮市民総ぐるみで展開し、市民一人一人の交通安全意識を高めるとともに、安全運転や安全行動の実践を通じて交通事故の防止を図ります。

運動の重点

- 1 子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全確保
- 2 夕暮れ時と夜間の交通事故防止 及び

飲酒運転等の根絶

- 3 自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
- 4 家庭から交通安全の輪をひろげよう

令和5年 広報重点

- ◆ ドライバー 画面見ないで 前を見て
- ◆ 手を上げよう あなたを守る 意思表示
- ◆ 手にスマホ 耳にイヤホン 事故のもと

ストップ・ザ 交通事故 守ろラルール

年間スローガン

『交通事故絶滅』を願って、

市民一人ひとりが交通安全を心掛けよう

サブスローガン

実践しよう 交通安全スリー S運動

Stop (ストップ)	赤信号はストップ、一時停止場所でストップ、飲酒運転をストップ
Slow (スロー)	高齢者や子どもを見たら速度を落とすスローな運転
Smart (スマート)	全ての人に対して思いやりをもった、スマートな運転

運動の重点施策

一宮市および一宮市交通安全都市推進協議会の各実施機関・団体は、運動の重点をふまえた具体的な 実施計画を策定し、主体的な活動を推進します。

■重点1 子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全確保

- 1 横断時には、子どもも大人も手を挙げて横断する意思表示をし、 横断歩道手前で止まったドライバーに会釈をするなど感謝を伝える 「ハンド・アップ運動」の実践を促進する。
- 2 幼児・児童の交通事故の特徴をふまえ、安全に道路を通行することについて、発達段階に応じた交通安全教育を推進する。
- 3 高齢者自身が加齢に伴って生ずる身体機能の変化を理解し、安全 行動を実践するための交通安全教育等を推進する。
- 4 明るい服装の着用や、反射材用品の視認効果の周知及び活用の実践 を促進する。
- 5 通学路や子どもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等を推進する。



■重点2 夕暮れ時と夜間の交通事故防止 及び 飲酒運転等の根絶

- 1 夕暮れ時における自動車・自転車の「ライト・オン運動」(日没1時間前に前照灯を点灯)を実践する。9月の点灯目安時刻は17:00。
- 2 横断歩道では、歩行者等がいないことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行する。

その際、横断し又は横断しようとする歩行者等がいる場合には必ず 一時停止をして、その通行を妨げないよう歩行者等の優先を徹底する。

- 3 地域ぐるみで「飲酒運転四(し)ない運動」を徹底するとともに、 「飲酒運転を許さない社会環境」の醸成を図る。
- 4 運転免許証の自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策について広報する。

か酒運転四ない運動

運転するなら 酒を飲まない 酒を飲んだら 運転しない 運転する人に 酒をすすめない 酒を飲んだ人に 運転させない



■重点3 自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

- 1 全ての自転車利用者に対し、ヘルメット着用の必要性・効果に関する理解の促進と努力義務化をふまえた着用の徹底に向けた広報啓発を推進する。
- 2 「自転車安全利用五則」を活用した通行方法や自転車通行空間が整備された箇所における通行方法の周知と遵守の徹底を図る。
- 3 スマートフォン等使用時や傘差し等の片手運転、イヤホン等を使用 した運転の危険性について周知と指導を徹底する。
- 4 道路交通法の改正で規定された特定小型原動機付自転車の使用者に対し、ヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底を図る。

自転車安全利用五則

- ① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、 安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用

■重点4 家庭から交通安全の輪をひろげよう

- 1 毎月1日の「一宮市交通安全デー」や、10日・20日・30日の「交通事故死ゼロの日」には、 身近な交通事故を話題にし、家族みんなで話し合い「わが家の交通安全宣言」を行う。
- 2 家族が外出するときは「交通安全」のひと声をかける。
- 3 運転中や歩きながらのスマートフォン等の危険性について周知しあう。

運動の進め方

市や教育委員会、学校、地域交通安全会、各事業所、警察署、その他の各実施機関・ 団体は、相互に緊密な連絡をとり、運動の周知徹底、重点施策の達成に努めます。 また、それぞれの実情に即した組織的、継続性のある具体的な運動計画を立て、 組織全体にこの運動の趣旨が浸透するよう実施します。



各実施機関・団体の運動計画

■一宮市

広報などによるPR

市広報や広報用ディスプレイ等により、交通安全運動の 周知徹底と交通安全意識の高揚を図る。また、市の各課へ 会議等開催の際に、交通安全一口広報を実施してもらうよう 依頼する。

(市民協働課)

いちのみや出前一聴の利用促進PR

町内会や老人クラブ等に対して、いちのみや出前一聴(「交 通事故に遭わないために」「知ってる?守ってる?自転車の 交通ルール」)の利用を促進し、交通事故の現状と対策等の 話や、自転車の正しい乗り方について指導し、交通安全意識 の高揚を図る。 (市民協働課)

交通安全資材等の配布

チラシや反射材など交通安全啓発資材の配布により、交通 安全の促進を図る。

(市民協働課)

道路環境の保全

通行の妨げになっている道路上にはみ出した民地の樹木 等の適切な管理を依頼し、安全な道路環境の保全を図る。

(道水路管理課)

高齢者及び障害者に対する交通安全指導

高齢者の生きがいと健康づくり推進協議会、老人クラブ などの組織を通じて交通安全を呼び掛けるとともに、その他 の社会福祉関係団体にも運動の趣旨を周知し、交通安全意識 の高揚を図る。

(福祉総務課・障害福祉課・高年福祉課)

保育園における交通安全事業の実施

各園や保護者会に対し、幼児が交通ルールや交通マナー の基本を習得するための組織的、計画的事業の実施を働き かける。

(保育課)

■教育委員会

学校における交通安全事業の実施

事故に遭わないように、児童生徒に対し交通安全運動の 趣旨を周知するとともに、交通安全の啓発のため各校に対し 組織的、計画的事業を実施するよう働きかける。

(学校教育課)

2 公民館における交通安全の啓発や事業の実施

公民館利用者に対し交通安全運動の啓発をするととも に、交通事故防止に関する事業を実施するよう公民館に働き かける。

(生涯学習課)

■学 校

児童生徒に交通ルールの周知徹底

低学年ほど事故に遭う危険が高い状況から、正しい通行 方法、交通マナーを中心とした交通安全教室を開催する など、基本的な交通ルールの理解に努める。

地域との連携

見守り隊や地域交通安全会など地域と学校との情報交換 や連携を密にする。

3 通学路の安全点検

通学路の安全性を点検し、その利用状況の把握に努めると ともに、交通安全意識の指導強化を図る。

自転車の交通事故防止

自転車の正しい乗り方を指導するとともに、自転車の安全 点検、ヘルメットの着用、ライトの点灯などを徹底し、整備 不良車は使用させないようにする。

■事業所など

1 自動車の安全運行や運転管理の再点検

雇主や安全運転管理者は、自動車の整備及び労務面の安全 管理を再点検し、企業一丸となって事故を起こさないよう 密める

朝礼、諸会議等の機会を利用し、子どもと高齢者の特性について指導し、「子どもと高齢者を交通事故から守る」という意識を高める。また、「飲酒運転四(し)ない運動」や「ハンドルキーパー運動」を推進する。

2 交通安全旗などの掲出

交通安全を一層促進するため、交通安全旗などを掲出し 交通安全意識の高揚を図る。

3 企業内ドライバーの運転マナーの向上 企業内ドライバーに対し、「シートベルト着用」「ゆっくり 走ろう」など安全教育を徹底し、運転マナーの向上に努める。

■地域交通安全会

- 1 町内会の各種会合を有効に活用した啓発活動を推進する。
- 2 地域住民に対し交通安全運動の趣旨を周知する。
- 3 地域の交通安全決起大会など地域に即した活動を実践し、交通安全意識の高揚を図る。
- 4 地域が一体となって「飲酒運転四(し)ない運動」を 推進する。

■幼稚園、老人クラブ、子ども会、女性の会などの団体

園児や会員が事故に遭わないように、組織を通じ交通安全 運動の趣旨を周知するとともに、それぞれの団体に即した 活動を実践し交通安全意識の高揚を図る。

■国道事務所、県建設事務所

交通標識及び歩道、路側帯など安全施設の点検ならびに 障害物の排除を促進し、交通環境を整備する。

■警察署

1 各種媒体による交通安全意識の啓蒙

チラシなどによりシートベルトの着用、スピードダウンなどのPR対策を実施し、ドライバーに交通安全を呼び掛ける。

2 飲酒運転、暴走運転などの危険性の周知と取締り強化 飲酒運転、暴走運転などは死亡事故の原因となること から、継続的な指導を行い、取締り強化を図る。

3 交通事故に直結する違反の取締り強化 交差点関連違反、横断歩行者妨害違反などの交通事故の 原因となる違反の取締り強化を図る。

今後の交通安全運動期間一覧

● 年末の交通安全市民運動期間(県内一斉)12月1日(金)~12月10日(日)



トピックス

自転車用ヘルメットの購入費用を補助します



【申請受付・問合せ】 市民協働課(本庁舎6階) 0586-28-8671



対 象 者

一宮市在住で、令和3~4年度に同補助金の 交付を受けていない方

対象ヘルメット

一宮市内の店舗で令和5年4月1日以降に購入した、「SGマーク」等の安全性の 認証を受けた新品の自転車用ヘルメット ※学校指定の通学用ヘルメットを除く

補助金額

購入費用の2分の1 (上限2,000円) ※100円未満切り捨て ※1人1個限り

申請受付期間

令和6年2月29日(木)まで ※予算の範囲内で実施

申請書類

①申請書(販売業者記入欄の記載あるもの) ②領収書の写し ③請求書(通帳の写しなど口座が分かる書類を提示又は添付)